

令和 8 年度第 1 回
船橋市青少年問題協議会資料

各校長 様

教 育 長

学校における火災防止及び避難方法の確認について

このたび東京都北区の小学校で火災があり、いったん火災が起こると児童生徒の安全を守ることがいかに困難かが示されました。

現時点で火災の原因は不明であり、日頃から火災予防に努めていただいていると思いますが、あらためて、学校で火災が起きることのないよう、以下のような点をご確認ください。

- 毎月の安全点検（救助袋の点検含む）の徹底。
- 特別教室を含む全教室の避難経路図の掲示確認。（分かりやすいよう掲示場所を統一するなど工夫をする。）
- 校舎の端の教室にいる際等、通常の経路から避難ができない場合の経路等の再検討。
- 学校施設における避難器具等について

学校における防火扉・防火シャッターは、建築基準法第12条に基づく「防火設備定期検査」を年1回行っております。また、避難器具（救助袋）などの消防用設備についても、消防法に基づく消防用設備等点検を1年に2回行っておりますが、火災時における使用方法や避難経路につきましては、各学校において共有していただくようお願いします。

※このことに関して、千葉県から通知等ありましたら、改めて発出します。

<学校安全に関すること>

保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室

大坪 047-436-2876

<学校施設における避難器具等に関すること>

施設課 施設第一係

森口 047-436-2825

L-04-01-005

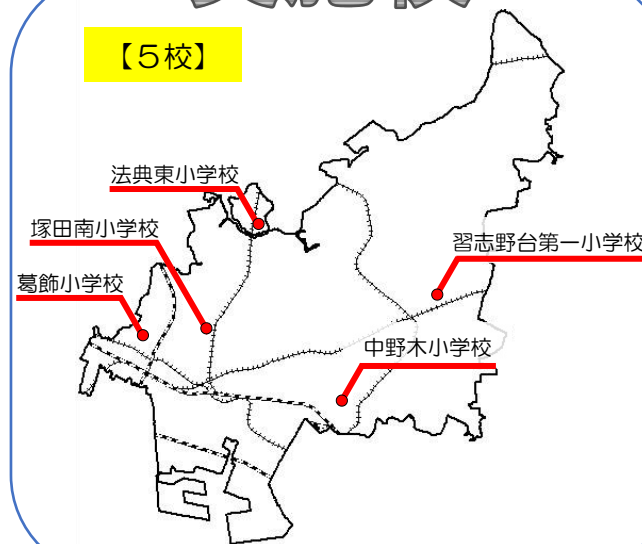
朝の子供居場所づくり事業とは？

保護者が出勤時間に間に合わない等の理由で、子供だけで過ごす時間ができてしまう児童に対し、学校内で安心して過ごせる居場所を提供する事業です。

令和8年3月から市立小学校5校で試行を開始し、通常日課時のほか春休みや夏休み等の長期休業日も実施します。

実施校

【5校】



朝の居場所では見守り員（地域のシルバー人材）に見守られながら読書や自習をして静かに過ごす。



▲各学校の指定場所で実施
（画像は塚田南小学校（第1放課後ルーム））

実施校	葛飾小、法典東小、中野木小 習志野台第一小、塚田南小	実施場所	通常日課時 放課後ルーム 学校休業日 船っ子教室 ※習志野台第一小学校は船っ子教室のみ
対象者	・実施校在籍児童 ・放課後ルームまたは船っ子 教室利用児童 ※低学年推奨	利用登録 児童数	431名 ※令和8年6月末日現在
利用時間	午前7時から始業時刻 ※学校休業日（夏休み等、学校の振替休業日等）は午前7時から午前9時まで	利用料	無料（要事前登録）
開室日	月～金曜日	休室日	土日祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）
利用実績 ※延べ利用人数	3月 229人	4月 3	5月 804人
		6月 442人	525人

【生涯学習部 放課後児童支援課】

児童ホームを活用した17時以降の子どもの居場所づくり事業について

【事業目的】

本事業は、放課後ルームの待機児童が多く発生している学校区から最も近い児童ホームを活用し、児童ホームの休館日及び日曜日を除く17時から19時までの間、児童ホーム閉館後の図書室などを子どもの安心・安全な居場所として提供することを目的としている。

【実施場所】

児童ホーム7館：習志野台・飯山満・夏見・塚田・宮本・法典・坪井児童ホーム

【利用状況】

	4月	5月	6月
延べ利用児童数	251	324	481
内訳			
小学生低学年	70	132	172
小学生高学年	131	170	246
中学生	37	22	63
高校生	13	0	0
1日平均	12.0	16.2	22.9
平日平均	11.8	17.5	25.1

【今後の施設拡大について】

本事業は、放課後ルームの待機児童対策として19時までの居場所を確保することを主な目的として実施しているため、今後の拡大については待機児童の状況を踏まえ検討していく。

船こ政第 5 0 0 5 号
令和 8 年 5 月 1 2 日

船橋市青少年問題協議会
会長 丹羽 浩道 様

船橋市長 松 戸 徹
(公 印 省 略)

船橋市児童福祉審議会委員の推薦について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本市の福祉行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来る令和 8 年 7 月に本市が児童相談所設置市へ移行するにあたり、法令に基づき、市長の附属機関として、「船橋市児童福祉審議会」を新設することとなりました。

この「船橋市児童福祉審議会」におきましては、4 つの部会を設置し、それぞれ児童福祉施設等に係る事項（施設部会）、里親の認定に係る事項（里親部会）、児童の権利擁護等に係る事項（権利擁護部会）、児童虐待による死亡事例等の検証に係る事項（死亡事例等検証部会）についてご審議いただくことを予定しております（詳細は別紙資料をご覧ください。）。

つきましては、児童福祉に関する高い識見を有する貴団体から、下記のとおり委員をご推薦いただきたくお願い申し上げます。

なお、「船橋市児童福祉審議会」の設置に伴い、船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会は廃止となり、「船橋市児童福祉審議会施設部会」で調査審議事項を引き継ぎます。そのため、貴団体より推薦いただきました社会福祉審議会児童福祉専門分科会所属委員につきまして、退任届のご提出を併せてお願い申し上げます。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦を依頼する部会と委員の数 施設部会 1 名
- 2 任期 2 年（令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで）
- 3 提出いただく書類（すべて押印不要、メール提出可）
 - ・「推薦状」（貴職において作成願います。）
 - ・「承諾書」（委員の被推薦者において作成願います。）
 - ・「退任届」（現社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員 大塚 正久 様において作成願います。）
- 4 書類の提出期限 令和 8 年 6 月 1 日（月）までにいただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

船橋市こども政策課 担当 吉野(貴)・吉野(香)

電話 047-436-2195 メール：kodomoseisaku@city.funabashi.lg.jp

船橋市児童福祉審議会の 設置について(施設部会)

令和8年3月

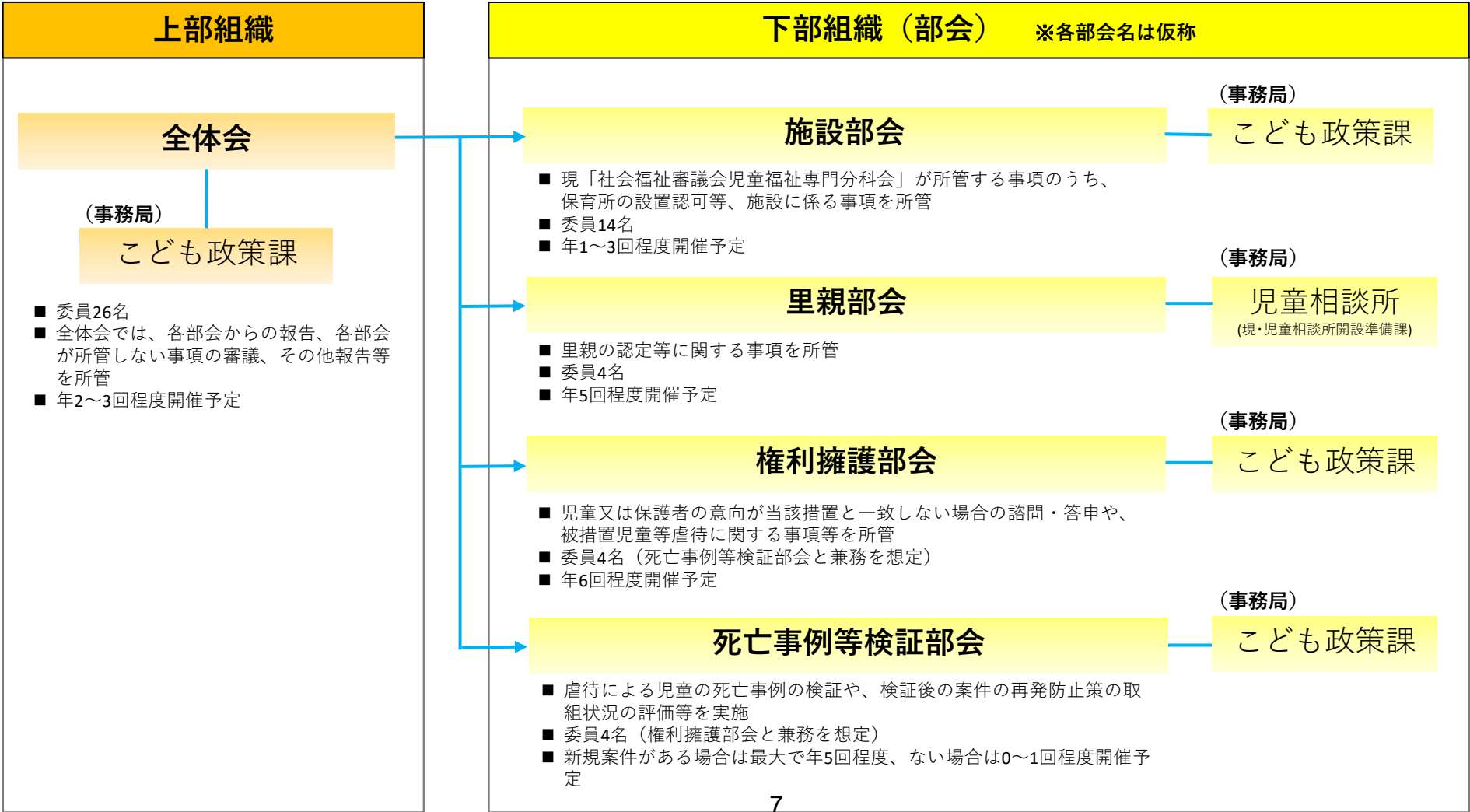
船橋市健康福祉局こども家庭部

こども政策課

児童相談所開設準備課

令和8年7月に児童相談所設置市になることに伴い、児童福祉法等に規定される、児童福祉施設等に係る事項、里親の認定に係る事項、児童の権利擁護等に係る事項を調査審議するため、「船橋市児童福祉審議会」を新たに設置します。

児童福祉審議会組織体制(案)



■ 設置目的

保育施設等の認可等、児童福祉施設等に関する意見を聴取するため、船橋市児童福祉審議会の下に、施設部会を設置いたします。

■ 主な所管事項(案)

- ・ 保育所の設置の認可をする場合の意見聴取
- ・ 設備又は運営が最低基準に達せず、かつ児童福祉に有害であると認められる児童福祉施設の設置者への事業停止命令を行う場合の意見聴取
- ・ 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可をする場合の意見聴取
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置・廃止等の認可、事業の停止、施設の閉鎖、認可の取消しをする場合の意見聴取 ほか

■ 委員構成(案)

現・社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員から14名の構成を想定しております。

■ 開催回数等(案)

年間1～3回程度の開催を想定しております。(報酬 1回あたり13,000円)

開催時期につきましては、改めて連絡させていただきます。

開催方法は対面とWebの併用開催を想定しております。

■ 事務局

健康福祉局こども家庭部 こども政策課が事務局を務めます。

■ 位置づけ

児童福祉法第8条第3項、児童福祉法施行令第45条の3及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に基づき、保育所の設置認可や里親の認定、施設入所等の措置、児童虐待重大事態の事例検証等、必要な事項を調査審議するために設置される船橋市児童福祉審議会における親組織として、全体会を位置づけます。

■ 主な所管事項(案)

- ・ 各部会からの報告
- ・ 芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦、製作、興行、販売等する者等に対する勧告
- ・ 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けを市がやめる場合の意見聴取

■ 委員構成(案)

「医師」、「弁護士」、「児童養護施設職員」、「民生児童委員」、「学識経験者」を合わせた計23名(全委員)の構成を想定しております。

■ 開催回数等(案)

年間2～3回程度の開催を想定しております。(報酬 1回あたり13,000円)

開催時期につきましては、改めて連絡させていただきます。

開催方法は対面とWebの併用開催を想定しております。

■ 事務局

健康福祉局こども家庭部 こども政策課が事務局を務めます。

広報

はばたき

第127号

発行
船橋市
青少年補導委員
連絡協議会
船橋市本町 1-23-7
TEL 047-431-2315

令和8年3月27日

船橋市青少年補導委員連絡協議会 —— 設立50周年記念号 ——

視察研修会

八街少年院

12月17日、補導委員27名がマイクローバスで東船橋駅を出発し、約1時間かけて千葉県にある八街少年院を訪問しました。道中は住宅や学校、工場、カフェ等が並ぶ活気ある街並みが続いていました。が、脇道に入ると畑に囲まれた静かな地域へと景色が変わり、その一角に八街少年院の施設がありました。建物の外観は落ち着いた佇まいで、エントランスには工芸品やタイル装飾が施され、吹き抜けの明るく開放的な空間が印象的でした。

到着後は靴のまま施設内にある会議室へ移動し、施設長より少年院の役割や入院している少年たちの現状について、資料を用いた丁寧な説明を受けました。少年院は、家庭裁判所の保護処分により送致された少年に対し、健全な育成と社会復帰を目的とした矯正教育を行う法務省所管の施設で、全国に42か所設置されています。令和5年には家庭裁判所に送致された約4万人のうち、少年院へ入院したのは約1千600人と数%で、ピークであった1980年代と比べると入院者数は大幅に減少しています。

一方で、近年は詐欺などに関わる事案が増えており、また精神的な障害、虐待や偏見など困難な環境で育った少年が犯罪に関わるケースが増えているとの説明がありました。

八街少年院は定員80名の施設で、現在は中学卒業以上23歳未満の男子約40名が在院しています。重大犯罪ではないものの、指導や支援に難しさを伴う少年を主に受け入れており、標準11か月の教育期間の中で、生活指導や教科・職業指導、体育活動を受け、各自に与えられた課題に取り組んでいます。陶芸や木工、パソコン学習に加え、地域交流や保護犬の育成を行う独自のG M a Cプログラムなど、社会や他者の役に立つ体験を通して、思いやりの心を育む工夫がなされています。

施設見学では、丁寧に手入れされた花壇や整然と並んだ名前が記された上履き、給食室から漂う温かな食事の香りから、ここが確かに生活の場であることを感じました。その一方で、高い塀や厳重に施錠された扉など、自由が制限された環境である現実も強く印象に残りました。



見学の最後に、補導委員から「子供たちが犯罪に至らないために私たちができることは何か」との質問がありました。職員の方は、「少年院に入る子供たちは居場所がないと感じていることが多く、退所後も親が受け入れ先にならないケースが約3割あります。頼れる大人の存在を実感できることが何より重要です」と語られました。その言葉は、私たちの補導活動の根底にあるべき思いだと、改めて心に留めながら帰路につきました。

八千代市

12月12日に八千代市との隣接地域補導関係者連絡会があり、八千代市教育委員会を会場に行われました。

例年は八千代緑が丘のイオンの警備の方に話を聞き、館内の状況の説明を受けつつ、補導を行っていました。今年も情報交換を行いました。

八千代市の補導委員は市内を9つの地区に分割し、現在120名で活動しているそうです。

現在の八千代市は地域によって



隣接地域補導関係者連絡会

状況が大きく異なっていて、八千代緑が丘駅や村上駅周辺は栄えています。大和田駅周辺はゲームセンター等もなくなり、落ち着いているとのことでした。

市内で自転車に乗った男子児童の死亡事故が発生してしまったことを受けて、交通安全教室を実施し、ヘルメット着用などの指導を強化しているそうです。また法的に子供たちの購入を規制できない水タバコを販売している店舗があり、心配している事をお聞きしました。

習志野市

1月21日、習志野市立第二中学校にて、習志野市との隣接地域補導関係者連絡会が開催されました。

習志野市の補導委員の方に補導中の留意点を伺いながら第二中学校を中心に京成線沿線をパトロールしている、子供たちが元気に挨拶を返してくれて、パトロールが地域に根付いていると実感しました。

報告会では近隣地域で不審者情報の増加が報告され、情報共有の重要性を再認識しました。



また、共働き世帯の増加によりPTA活動の参加人数の確保が難しくなり、パトロールも夜間の参加者が増えて、日中の参加が難しくなっているようです。

時代の変化はありますが、子供たちを守る「愛のひとこえ」運動の大切さを忘れず、今後も地域一丸となって活動を継続していきたいです。

鎌ヶ谷市

2月13日、鎌ヶ谷市生涯学習推進センターにおいて隣接地域補導関係者連絡会が開催され、船橋市から計11名が出席しました。

市原青年矯正センター視察研修

2月19日、市原青年矯正センターを見学しました。ここでは、軽度の知的・発達障害を持つ入所時概ね26歳未満の方に対して矯正プログラムが実施されています。

職員の方のお話は、とても丁寧で分かりやすく、日常のご努力や受刑者の方への思いも伝わってきました。一人の受刑者の方に対して各専門分野の知見を持つ多くの方々が関わっていること、そして号令に従わせるのではなく自主性を重んじる一方でご苦労も多いことなど頭が下がる思いでした。

途上国の施設を見学した経験がありますが、法律上は更生プログラムの実施や収容年齢の制限などが定められているものの、実態はそれに伴わず、狭い空間に大人数が収容され一日中何もすることなく過ごさざるを得ない環境がありました。さらに、補導や暴力等被害者の保護目的であるにもかかわらず、同じ部屋に収容されている実情を鑑みると、日本の施設や制度は先進的で世界の手本となると感じました。

蓄積されたノウハウを導入しているなど、過去の経験を活かして今があり、矯正施設として常に進歩を続けていることを実感できました。

受刑者の方々の自主性を重んじることで発生する諸問題にきめ細かく対応され、箱だけの施設ではなく、人対人の関係性を構築することが受刑者の成長、さらには再犯防止に繋がるのではないのでしょうか。



令和7年度 活動報告

令和7年

- 4月17日 総会
- 5月7日 県補連理事会(第5回)
- 5月13日 三市合同会議(県大会に向けて)
- 6月2日 委嘱状交付式・臨時総会
- 6月20日 県補連代議員総会
- 7月3日 役員会(第1回)
- 7月4日 青少年センター運営協議会
- 7月9日 県補連理事会(第1回)
- 7月10日 理事会(第1回)
- 7月25日 補導委員日より第239号発行
- 8月29日 役員会(第2回)
- 9~10月 学校訪問
- 9月3日 県補連理事会(第2回)
- 9月9日 実技研修会
- 9月27日 第56回県補導(委)員大会
- 10~11月 列車補導
- 10月3日 補導委員日より第240号発行
- 10月10日 青少年センター運営協議会
- 10月28日 市川市との隣接地域補導関係者連絡会
- 11月11日 役員会(第3回)
- 11月18日 理事会(第3回)
- 11月28日 県補連・補導(委)員研修会
- 12月5日 補導委員日より第241号発行
- 12月12日 50周年記念行事 実行委員会
- 12月12日 八千代市との隣接地域補導関係者連絡会
- 12月15日 はばたき126号発行
- 12月17日 視察研修会(研修委員会)

令和8年

- 1月21日 習志野市との隣接地域補導関係者連絡会
- 1月23日 青少年センター運営協議会
- 2月2日 50周年記念行事 実行委員会
- 2月6日 50周年記念式典・祝賀会
- 2月10日 県補連理事会(第3回)
- 2月13日 鎌ヶ谷市との隣接地域補導関係者連絡会
- 2月16日 県補連船橋地区ブロック研修会
- 2月19日 視察研修会(本部)
- 2月24日 役員会(第4回)
- 2月25日 理事会(第4回)
- 2月26日 講演会(研修委員会)
- 3月12日 県下一斉合同パトロール
- 3月18日 補導委員日より第242号発行
- 3月19日 役員会(第5回)
- 3月25日 理事会(第5回)
- 3月27日 はばたき127号発行
- 3月31日 補導委員日より第243号発行



会議に先立ち、両市混合で街頭補導を行い、下校中の児童への声掛けや通学路、周辺環境の確認を行いました。

その後、各市の状況や公園・商業施設の様子、子供たちの動向について意見交換を行い、外見だけでは判断できない時代の変化やネットパトロールの現状も共有しました。

最後に、市境を越えて地域全体で子供を見守る重要性を改めて確認しました。



設立五十周年記念紙に寄せて

船橋市長 松戸 徹

【報告事項 1 - 3】



船橋市青少年補導委員連絡協議会が設立五十周年という節目を迎えました。心よりお祝い申し上げます。丹羽会長をはじめ、歴代会長並びに補導委員の皆様におかれましては、昭和五十年の発足以来、半世紀の長きにわたり、街頭補導や学校訪問、広報活動などを通じて、地域に根差した青少年健全育成活動を継続してこられましたことに、深く敬意を表するとともに、

もに、心から感謝を申し上げます。これもひとえに、皆様の献身的なご尽力の賜であります。

設立当時、本市は人口急増期にあり、地域社会が大きく変化の中で、子供たちを地域全体で見守る体制づくりが強く求められておりました。そのような時代にあつて、「少年達への温かな思いやりの精神」を基調に、「愛のひとこえ」を大切に活動を進め、重ねてこられた歩みは、本市の青少年健全育成の礎であります。

近年は、インターネットやSNSの普及や不登校など、子供たちを取り巻く環境が一層多様化・複雑化しております。コロナ禍においても見守

り活動を継続され、関係機関との連携を強化しながら新たな課題に向き合つてこられたことは、まさに地域の力の結晶であります。

現在、本市は人口六十五万人を超える都市へと成長いたしました。未来を担う子供たちの健やかな成長は私たちの変わらぬ願いであります。本市といたしましても、学校・家庭・地域の連携を一層深め、安心して子供を育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

結びに、船橋市青少年補導委員連絡協議会の今後ますますのご発展と、会員皆様のご健勝を心より祈念申し上げます。お祝いの言葉といたします。

船橋市青少年補導委員連絡協議会 祝 設立50周年



令和8年2月6日(金) 青少年センターに於いて、松戸市長、岡田市議会議長、松本教育長、他市の補連協役員をはじめ、多くのご来賓と関係者の皆様にご列席を頂いて、設立50周年記念式典が厳粛に執り行われ、祝辞ではとても温かなメッセージをいただきました。

祝賀会は会場を東魁楼に移し、スライドショーではこの50年間の社会の急速な進化と子供を取り巻く環境の変化の中で、工夫をして熱心に「愛のひと声」活動を積み重ねてこられた先輩方のご尽力を改めて実感しました。次の世代へバトンを繋ぐ意義のある節目の式典、感慨深く和やかで素敵な祝賀会を開催することができました。

設立五十周年記念紙に寄せて

船橋市教育委員会教育長 松本 淳



船橋市青少年補導委員連絡協議会が設立五十周年という大きな節目を迎えられ、併せて記念紙を発行されますことを、心からお祝い申し上げます。また、これまで補導委員を引き受け、青少年の健全育成のためにご尽力されてきた全ての皆様に敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

船橋市は補導委員連絡協議

会を発足する十年前に少年の非行防止と健全育成を目的として、船橋市少年補導センターを開設いたしました。当時は「少年非行 戦後第二のピーク」と言われ、その補導活動には大変なご苦労があったと伺っております。

現在は暴力、喫煙等の違法行為は少なく、街頭補導では帰宅を促す声掛けや状況確認などが活動の中心となっております。

しかし、SNSを介したトラブルやいじめ、犯罪に巻き込まれる子供の増加、児童虐待など、新たな問題が山積しております。学校と家庭・地域、関係機関との連携をさらに深めていく必要があります。

そのような中、船橋市教育委員会は、船橋市教育振興基本計画を策定し、その基本方針の一つとして、「家庭と地域の教育力向上」を打ち出しております。

青少年を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、青少年補導委員の皆様には、今後とも家庭と地域の教育力向上を図り、青少年の健全育成のためにご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

設立五十周年の節目を機に、船橋市青少年補導委員連絡協議会の今後ますますのご発展を心からお祈り申し上げます。挨拶といたします。

設立五十周年を迎えて

船橋市青少年補導委員 連絡協議会

会長 丹羽 浩道



二月六日、松戸市長をはじめ、多くのご来賓をお迎えし、補導委員の皆様とともに設立五十周年を盛大にお祝いできましたこと、深く感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

世の中がゆるやかな変化を迎えようとしていた折、新型コロナウイルスにより、人と人とのつながり方は大きく変容しました。

そうした中であつても、子供たちは多くの友だちや先生先輩や後輩と出会い、さまざまな経験を通して大人へと成長していくものと思います。自ら経験することこそが、何よりの学びであると考えております。

時には失敗することもあるでしょう。諸先輩方が長年取り組んでこられたように、その失敗を小さくし、立ち直りを支える活動を目指して努めてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

設立五十周年を祝して

青少年センター 所長 大橋 一樹



この度、設立五十周年という大きな節目を迎えられたことを、心よりお祝い申し上げます。半世紀にわたり、地域の青少年の健全育成のため、街頭補導や見守り活動など地道な取り組みを続けてこられた皆様のご尽力に、深く敬意と感謝を表します。

近年は、AIを悪用した犯罪や、オンラインカジノなどの違法賭博といった新たな課題も指摘されており、子供たちが知らぬ間にトラブルへ巻き込まれる危険性も高まっております。こうした時代だからこそ、地域の大人が子供たちに目を向け、声をかけ、あたたかく見守る活動の意義はますます重要になっていきます。

これまで培われてきた経験と地域の絆を礎として、連絡協議会の活動が今後さらに発展されることを祈念申し上げます。と共、センターとしても、補導委員の皆様と共に青少年の健全育成に全力で取り組んで参りたいと思っております。

先輩方が残してくれた五十年間の足跡をいつでも振り返ることができるよう、過去の資料をデジタル化しました。是非、ご一読ください。

年表 10周年 (昭和60年度)



年表 20周年 (平成7年度)



年表 30周年 (平成17年度)



年表 40周年 (平成27年度)



年表 50周年 (令和7年度)



年表 青少年センター 30年 (昭和39年~平成5年)



広報 はばたき



50周年記念行事の記念品として
・モバイルルーター
・のぼり旗 4本
・案内用手旗 10本
上記を購入しました。

学校訪問・列車補導・地区補導

1地区 学校訪問

1地区は、船橋駅周辺にある中学校2校、小学校5校、私立高校1校を学校訪問しました。校長先生や教頭先生より、生徒の登下校の様子や放課後の公園での遊び方、不審者情報、不登校児への対応などを伺う良い機会となりました。各学校からは児童がよく遊ぶ公園や川沿い、見通しの悪い細い道などをパトロールしてほしいとの声もありました。これから学校と連携をとりながら私たちにできる活動を精一杯していきたいと思っています。

4地区 学校訪問

4地区(法典・馬込・行田・塚田エリア)は小中高あわせて13校を訪問しました。各校の雰囲気の違いを感じながら先生方の考えを伺う、貴重な時間となりました。

行田東小では廊下を走った子に注意する場面を例に、ただ『危ないからダメ』ではなく『何故走ったの?』と急いでいた↓次から時間に余裕を持って行動すれば走らずに済むよね』と子供自身が納得して次の行動に繋がれるような指導を心掛けているとのことでした。

7地区 学校訪問

7地区は七林中学区4校、芝山中学区3校、県立高校1校を学区ごとに担当を分けて訪問しました。公園で遊んでいる子供への苦情が近隣からあった小学校もあり、年々公園の使い方の難しさを感じました。

高校では通学に自転車を利用している生徒も多く、4月から改正道路交通法が施行されるので、今後乗り方について注意が必要とお話されていました。自転車の乗り方については私たちも見守っていきたいと思います。



地区補導

10地区 学校訪問

10地区の小中高校11校を訪問しました。校長先生が不登校など様々な事情を抱える子に深く寄り添う姿を拝見し、学校が子供たちの安心できる居場所であるよう尽力されている様子が伝わりました。

一方で、通学路は抜け道として交通量が多く、安全確保や不審者対策が喫緊の課題です。先生方が校内で支える分、地域が外側の見守りを強化し、学校と手を取り合って子供たちが安心して通える環境づくりに努めてまいります。

2地区 列車補導

2地区の列車補導は、南船橋駅班と東船橋駅班に分かれて乗車し、西船橋駅まで実施した。南船橋駅はトイレや構内が整備され、東船橋駅も空き缶が多少見られたものの大きな問題はなかった。西船橋駅は夕方に混雑し警備員が配置されていたほか、痴漢や盗撮事案が発生しているとの情報もあった。腕章着用のパトロールは利用者が多い駅での子供を狙う行為への抑止が期待される。学生も周囲に注意を払い危険回避に努めてほしい。

5地区 列車補導

11月26日、5地区の列車補導に参加いたしました。午後7時に京成松戸線の二和向台駅に集合しました。

参加メンバーはセンターの先生1名を含め5名での列車補導でした。注意事項の確認し、補導開始です。補導区間は二和向台駅から北習志野駅間までです。

実態としては時間が遅かったこともあり、学生は数名程度で、静かにスマホを見ている状況でした。そのため、声かけを行う場面はなく、補導を終了しました。今回は、良い経験となりました。



8地区 列車補導

8地区は、京成線と東葉高速鉄道の2線が最寄りになります。京成線を使う地区が多い為、東葉高速鉄道で北習志野駅より、八千代緑が丘駅と村上駅までの2つの駅と駅周辺のイオンやフルルガーデンに分かれて補導を行なっています。八千代緑が丘駅周辺は店も多く、またイオンのフードコートには高校生の姿もありました。一方村上駅の周辺は暗く、フルルのフードコートは人もまばらでガチャガチャの森などがありました。子供たちの姿は見かけませんでした。18時30分から他市への補導になるので情報交換はお店の状況を見ながら行っています。

11地区 列車補導

11地区列車補導。区間は京成大久保駅〜京成船橋駅。18時半頃、京成大久保駅ホームは帰宅途中の中高生であふれていました。メンバーは各車両に分散し乗車しました。身動きできないほどの混み具合ではありましたが、人に声をかけられる状態ではなく、そのまま京成船橋駅に到着しました。駅ではトイレなども確認し、復路の車両に乗車しました。復路では足を伸ばして座っているなど、トラブルに発生しうる態度の女子高生に声かけを行いました。

3地区 地区補導

3地区は海神中学校区・葛飾中学校区からなるエリアです。地区補導では主に夕方の時間帯に、船橋駅周辺や西船橋駅周辺、公園、イオンモール船橋などの見回りをしています。賑やかな地域なので子供たちが繁華街や商業施設でトラブルに巻き込まれないよう、気にかけて見回りを行っています。

自分自身も小学生の子供がいますが、これまで補導委員の方々と地域の方々に見守られてきたんだと改めて気づかれます。今後も地域の皆様と協力しながら活動を進めていきたいです。

6地区 地区補導

6地区は、高根中学校・高根台中学校区の高校1校、中学校2校、小学校5校を有し、周辺には大規模団地があります。高根中学校周辺や高根公園駅周辺の商業施設、公民館、児童ホーム、近隣公園などを中心に、徒歩・自転車・車でパトロールを行い、日常の様子に目を配っています。

今後も子供たちの小さな変化を見逃さないよう心がけ、人と人とのつながりを大切にしながら、地域の皆さまと連携し、子供たちが安心して過ごせるよう見守り活動を継続していきたいと思っています。



9地区 地区補導

9地区は大穴中学校・古和釜中学校エリアで、八千代市と隣接しています。いわゆる繁華街ではなく、みどり豊かな地区です。そのためパトロールでは、各公園の見回りや、コンビニエンスストアからの情報収集を中心に行っています。活動を通し、かつては私たちも地域の方々に見守られていたのだと実感しております。今後も子供たちが安心して暮らすことができるよう、陰ながら尽力して参ります。共に活動してくださるお仲間を増やしていけたら幸いです。

12地区 地区補導

12地区は船橋市北部に位置し、豊富・小室小中学校、豊富高校、東京学館船橋高校のある地域です。県民の森やアンデルセン公園があり、緑豊かな環境が広がっています。

大きな商業施設はなく、主なパトロールコースは公園やコンビニ周辺です。

街灯が少ないため、暗い時間帯は特に大人の見守りが重要です。今後も地域の皆さまと協力し、声かけやあいさつを通じて子供たちを見守っていききたいと思います。

研修会(講演会)

スクールソーシャルワーカーと
ヤングケアラー支援について

2月26日、「スクールソーシャルワーカー(SSW)」と「ヤングケアラー支援」について、2部構成の講演を聞きました。

第一部では、船橋市総合教育センターの田岡様が登壇されました。困難な立場にある子供の周りには、家庭・学校・医療・行政など多くの支援がありますが、様々な理由で対応が難しいことがあります。そうした時にSSWが中心となり、「子供の立場に立つ」ことを第一に、子供や保護者の思いを丁寧に聞き取り、関係機関と連携し支援体制を再構築する役割を担うことを学びました。船橋市では現在15名のSSWが拠点校に配置され、導入から8年を経て、利用しやすい環境を整えているそうです。

講演では実際の事例も紹介され、子供の感情のサインに気づき、「そんなにうれいんだね」「私はこう思うけれど、あなたは？」など、大人が子供の気持ちを言語化することの大切さを学びました。また、子供が自分のパーソナルスペースを守るため、人との距離は自分で決めるということ、日常の関わりの中で大人が示していくことも重要だとお話されました。

第二部では、船橋市こども家庭

支援課の鬼崎様からヤングケアラー支援についてのお話をお聞きしました。家族の世話をする子供をヤングケアラーと認定する明確な基準はなく、本人の負担の大きさや生活状況を丁寧に聞き取りながら支援を検討していくとのことでした。ここで強調されていたのは、ヤングケアラーを「かわいそうな子」と決めつけないことです。子供自身は家族のために行動することを当たり前と感じている場合も多く、必要なのは過度な同情や称賛ではなく、「子供が子供らしく」生活できる環境を整えることだと理解しました。

こうした子供たちは行政だけでは見つけにくいいため、学校や地域の見守りが重要です。気になる子に出会ったら「好きなゲームは？」など日常の会話を通して子供の味方となり、困りごとが見えてきた場合には「こども家庭支援課」へ繋げてほしいということでした。

二つの講演を通して感じたのは、子供を一人で支えることの難しさです。子供を様々な視点から見守ることの大切さとともに、見守る側の大人が役割分担し、互いに連携していくことの重要性を改めて感じました。

広報委員会

1地区	杉田 麻璃江
2地区	宮野 入 聡
3地区	安宅 由美子
4地区	胡桃澤 早苗
5地区	鈴木 博之
6地区	野瀬 智美
7地区	松崎 正
8地区	中野 さおり
9地区	田口 裕里子
10地区	笹川 明美
11地区	清水 匡
12地区	山本 杏子

研修委員会

1地区	長瀬 心香
2地区	塩崎 萌
3地区	竹内 一浩
4地区	狩野 直輝
5地区	太田 みずほ
6地区	岩切 晶子
7地区	嶋村 裕美
8地区	山内 真理子
9地区	白鳥 智美
10地区	松本 康子
11地区	社本 麻友美
12地区	藤原 有紀

編集後記

船橋市青少年補導委員は市内各地を見回り、子供たちへ挨拶や声掛けを行っています。時に避けられたり、逆に会話が盛り上がったたり。日没時には帰宅を促すこともあります。店舗を回る際は店員さんに子供たちの様子を伺います。気になる話は青少年センターや学校と共有し、店員さんには引き続きの見守りをお願いします。徒歩以外にも自転車や車を使ったり、店舗や学校の希望に沿って夜間や下校時刻に合わせて巡回したり、より良い補導活動を行えるよう試行錯誤を重ねています▼「補導委員」悪い子供を捕まえる人という印象を持たれることもあり、今年度広報委員は「補導委員を知らない方にも分かり易く活動を伝える」を目標に紙面作成に取り組みました。私たちの活動へのご理解を、少しでも深めて頂ければ幸いです▼補導活動は子供を取り巻く環境や社会の変化、同時に子供の変わらぬ無邪気さを肌で感じ取れる、貴重な機会でもあります。50年の長きに亘り活動を続けてこられた先輩方への感謝と共に、今後とも子供たちの安心・安全を見守り続ける責任を改めて感じています。

1 検証の目的と方法 (報告書P3・4「第1章 検証について」)

- 令和5年7月に船橋市で生後11か月の男児が死亡した事例を検証するため、令和6年8月1日に「船橋市児童死亡事例対応検証委員会」を設置。
- 本検証は、本事例への本市の関与や支援について検証することで、今後の取り組むべき課題とそれに対する方策を提言することを目的とするもの。
- 「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」等を基に、次の流れで検証等を行った。
(1)事実関係の把握及び論点の整理 (2)関係者へのヒアリング調査 (3)課題の抽出・整理、改善策の検討・提言
- 本事例では、児童相談所を所管する県及びA市、そして本市の3自治体の各検証機関が連携し、検証を実施した。

【検証委員会委員名簿】

氏名	所属、役職等
内田 徳子 (委員長)	弁護士(柏綜合法律事務所) 千葉県弁護士会子どもの権利委員会 委員
大塚 佳子	医師(医療法人社団聖鳥会にじの空クリニック 院長) 一般社団法人船橋市医師会 理事
川崎 二三彦	社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター センター顧問
佐藤 拓代 (副委員長)	医師 公益社団法人母子保健推進会議 会長

【会議の開催状況】

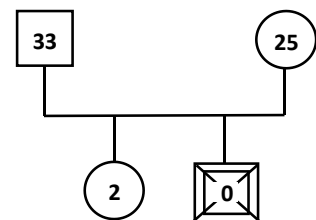
	開催日	内容
第1回	令和6年 8月28日	・検証の目的・方法、スケジュール等の確認 ・事例の概要把握による疑問点や不明点の整理
第2回	令和6年12月 9日	・3自治体の資料共有による事実関係の把握、 調査事項の整理 ・ヒアリング調査の実施方法等の確認
第3回	令和7年 4月22日	・課題の抽出・整理
第4回	令和7年10月28日	・改善策の検討・提言の整理
第5回	令和8年 2月 9日	・報告書の取りまとめ

2 事例の概要等 (報告書P5～16「第2章 事例の概要等」)

- 本児は令和4年8月25日にA市の家庭に出生したが、母は妊娠35週まで妊婦健診未受診を理由としてネグレクトの疑いの通告があり、A市児童相談所は、令和4年8月30日に本児を一時保護した。
- 本家庭は、令和4年9月初旬に、A市から本市に転居した。このとき、本児はまだ一時保護中であつた。
- 本児は、令和5年4月1日にE保育園に入園した。また、令和5年4月12日、本児の一時保護が解除された。
- A市児童相談所と県児童相談所は、令和5年4月25日からケース移管協議を開始し、令和5年6月7日にケース移管を完了した。
- 令和5年5月18日、個別ケース検討会議を実施した。
- 本家庭は、令和5年6月6日に本市内で転居した。それに伴い、本児はE保育園を退園した。
- 令和5年7月6日、個別ケース検討会議を実施した。
- 令和5年7月26日、本児が救急搬送され、その後、死亡が確認された。死因は不明であつた。本児には、頭蓋骨骨折のほか、硬膜下血腫や肋骨骨折などの受傷が確認された。 17

【世帯構成(本児死亡時点)】

父 (33歳)
母 (25歳)
姉 (2歳)
本児 (0歳11か月)



提言1 児童虐待に関する基本的理解と対応力の強化

【報告事項2 - 2】

問題点・課題	提言
課題2－(3) 関係機関職員のもつ児童虐待に関する基礎知識等が不十分であった。 ・ A市児童相談所から連絡があったことや、個別ケース検討会議への出席を求められていた等の状況においても、福祉支援担当課は本世帯を虐待ケースと認識するまでに至らなかった。	(1) 関係機関職員の資質向上 ○ 各機関の役割に応じた研修を企画・実施することで、各職員は児童虐待についての基礎知識を学び、適切な対応の理解に努めること。 ○ 研修に際しては、本報告書も活用して学ぶことで日々の業務に活かすこと。
課題1－(2) 傷あざ等の把握に伴い、リスク評価の見直しについて検討が必要であった。 課題2－(1) 確認された傷あざ等について、より丁寧に関係機関と情報共有する必要性があった。 ・ E保育園が把握した傷あざ等について、E保育園から関係機関に情報共有したものの、初期のアセスメントであったネグレクトの認識のまま、ネグレクト以外の可能性に十分な注意が向けられなかった。 ・ 記録した写真や傷あざ等が複数回確認されていることの情報が共有されず、虐待リスクの評価を変更しうる機会を逸した。	(2) 組織的な支援方針の検討・決定 ○ 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会(以下「要対協」という。)を構成する各関係機関は、主体性を発揮して見解を表明し、積極的に情報を提供すること。 ○ 児童の身体に傷あざ等を確認した際は、写真等の客観的な記録を含む詳細な情報を速やかに要対協の調整機関や児童相談所を通じて各関係機関に共有すること。 ○ 一方の情報提供を受けた機関は、これまでの対応方針に固執せず、虐待が疑われる兆候が見られた場合には、客観的な事実に基づき再度アセスメントを行うこと。 ○ 積極的な連携を図り、関係機関相互の意見を尊重した合意形成により方針決定を行うこと。

提言2 家庭に寄り添う支援の実施

問題点・課題	提言
課題1－(1) 本児の転退園に伴うリスク評価をより慎重に行う必要があった。 ・ 保育園入園は、一時保護解除の要件となっていた。 ・ より丁寧に転退園リスクの評価と支援を進めていく必要があった。 ・ 転園時の必要書類について一部免除が可能であったが、その措置が講じられなかった。	(1) 養育支援の活用 ○ 家庭全体の養育力のアセスメントにより、虐待対応としての介入的アプローチの検討のみならず、母子保健や福祉部門からの支援的アプローチも併せて検討することで、保護者を含めた包括的な支援を実施すること。 ○ 所属機関がない児童がいる家庭には、子育て支援事業を積極的に活用すること。 (2) 利用しやすい支援サービスの提供 ○ 利用できる制度を最大限に活用することで、少しでも手続面や費用面での負担軽減を図り、利用しやすい養育支援サービスを提供すること。 (3) 母子保健の支援の在り方 ○ 支援を求めない保護者に対し、そのように至った背景にも目を配り、当事者目線で丁寧に関わることで信頼関係を築くこと。 ○ 表面化した困りごとだけに目を向けるのではなく、予防的な視点をもって家族とともに対応策を考え、支援に臨むこと。

提言3 要対協の在り方

問題点・課題	提言
課題3－(1) 個別ケース検討会議は関係機関が一堂に会して情報共有や協議を行う貴重な場であることの重要性について、更なる理解が必要であった。 ・ 令和5年5月18日及び令和5年7月6日に開催された個別ケース検討会議において、福祉支援担当課が会議に参加する重要性を認識しておらず欠席していた。 ・ 開催側も積極的な参加を促していなかった。	(1) 個別ケース検討会議への参加と決定事項の取扱い ○ 個別ケース検討会議の出席要請には、各機関は特に留意して必ず出席すること。 ○ 出席要請を行う際には、ケースの状況や期待される役割などを明確に伝え、関係機関が主体的に出席するよう働きかけること。 ○ 個別ケース検討会議において決定された支援方針及び自機関の役割は、会議終了後速やかに内部で情報共有し、組織として意思決定した上で支援を実施すること。
課題3－(2) 個別ケース検討会議の会議録について、情報共有の仕組みが必要であった。 ・ 個別ケース検討会議の会議録を各参加機関で作成としており、会議後に統一した会議録の共有が行われておらず、事例に対する理解や対応に齟齬が生じる状況となっていた。 ・ 欠席した福祉支援担当課に会議録が共有されなかったとともに、福祉支援担当課側からも会議録を求めなかった。	(2) 個別ケース検討会議における会議録の作成と共有 ○ 会議録作成者を明確にすること。 ○ 会議録は、関係機関で共有して情報の齟齬を防止すること。 ○ 会議を欠席した機関に対しても、確実に会議録を共有すること。 ○ 会議録の作成・共有にあたっては、ICT等を活用した事務の効率化を検討すること。
課題2－(2) 新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかった。 ・ 家庭の福祉支援開始に伴って連携の必要が生じた福祉支援担当課と要対協との十分な情報共有がなされなかった。 ・ 本児の保育園入園に伴って連携の必要が生じたE保育園への十分な情報提供が遅れた。	(3) 情報共有体制の構築 ○ 各関係機関が所管する個別ケースが、要対協の対象ケースとなっているか否かを確実に判断できる体制の構築が必要であるため、対象ケースの情報共有の在り方を見直すことで関係機関の把握頻度を向上させる等、適切な把握体制を整備すること。 ○ 新たに要対協の対象ケースであると認識した際は、関係機関間で速やかに連絡を取り必要な情報を共有することで、転居等による家庭状況への大きな変化にも迅速に対応できるよう徹底すること。 ○ 要対協の対象ケースとして認識した各関係機関は、それぞれの業務の専門性を活かしつつも、児童虐待防止の観点から自らの業務を捉えた上で必要な支援を行うこと。

提言4 児童相談所と市関係機関との連携

※本市児童相談所設置の際に対応を求めるもの。また、本市児童相談所とのケース移管相手の児童相談所にも同様の対応を要請すること。

問題点・課題	提言
課題4－(1) 一時保護中の転居やケース移管協議中の転居という複雑な状況下で、柔軟な対応が求められる状況であった。 ・ 一時保護が解除されるまで児童相談所間のケース移管を保留するという取り決めのもと、本児の一時保護中に本家庭が転居したため、工夫した対応が求められる状況であった。 ・ 児童相談所以外の関係機関でも、一時保護中の転居に伴い引継ぎ時期に異なりが生じたことで、円滑な連携が取りづらい状況であった。 ・ また、ケース移管協議中にも新たに転居が行われるなど刻々と状況が変化しており、移管協議中においても柔軟な対応が必要な状況となっていた。	(1) ケース移管の時期と関係機関との連携 ○ 一時保護中の転居事例においても、両児童相談所は移管前の段階から積極的に連携するとともに、要対協を適切に活用する等で関係機関との情報共有を図ること。 ○ 移管元の児童相談所は、移管の最中においても主体的にアセスメントを行うこと。 ○ 移管先の児童相談所は、一時保護中等の理由により移管前の段階であっても、個別ケース検討会議に積極的に参加するなど、情報収集や意見交換を行うこと。
課題2－(2) 新たに連携する必要が生じた部署との情報共有や連携の仕組みが整っていなかった。【再掲】 ・ 家庭の福祉支援開始に伴って連携の必要が生じた福祉支援担当課と要対協との十分な情報共有がなされなかった。 ・ 本児の保育園入園に伴って連携の必要が生じたE保育園への十分な情報提供が遅れた。	(2) 新規に関係機関となった組織との連携 ○ 今後設置される本市の児童相談所は、取扱中のケースについて、新たに関与する関係機関に対し、ケース移管時に準ずる情報を提供するとともに必要な説明を行うことで、円滑な支援の実施に繋げること。

船橋市児童相談所の設置について（報告）

令和 6 年 6 月から工事に着手しておりました船橋市児童相談所の整備につきましては、本年 3 月 23 日に竣工し、以降、約 3 か月の開設準備期間を経て、本年 7 月 1 日に開設しました。中核市としては千葉県内初、全国の中核市としては 8 番目の児童相談所となります。

【船橋市児童相談所が目指す姿】

船橋市の総人口は 65 万人を超え、政令指定都市を除くと全国で最も人口規模が大きい市です。17 歳以下の児童人口につきましても令和 8 年 4 月時点で 9 万人を超えており、そのような中で、基礎自治体である船橋市が設置する児童相談所として、市民にとって身近な相談窓口となるだけでなく、地域住民やこどもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼のある機関となり、さらに、こども家庭センターをはじめとする児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携を十分に図り、船橋の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援してまいります。

【開設時の組織体制】

所長、専門職管理職（弁護士・医師・児童福祉司・児童心理司・一時保護所）を含め、13 係 149 名の常勤職員（県からの派遣職員含む）で開設を迎えました。

（各係の業務内容）

係	主な業務
総務係	・ 児童相談所の庶務 ・ 施設の運営・管理業務 ・ 人材確保、人材育成
相談調整係	・ 相談、通告受付 ・ 措置等に係る外部機関との書類送付・受理
里親・社会的養護係	・ 里親関連事業 ・ 措置費、負担金事務 ・ 社会的養護に係るケースワーク業務
診断係（1～4 係）	・ 児童心理司業務 ・ 療育手帳に係る判定業務
相談支援係（1～4 係）	・ 在宅支援、一時保護に係るケースワーク業務
調整係	・ 一時保護所施設管理 ・ 一時保護所職員管理
保護係	・ 一時保護児童への対応

【施設概要】

所 在 地：船橋市若松2丁目3番61号（JR南船橋駅から徒歩6分）

敷地面積：3086.21 m²

構造・階層：鉄筋コンクリート造・地上3階建て

延べ面積：3615.61 m²

主な部屋等：（児童相談所）事務室、面接室（16室）、親子交流スペース、多目的
トイレ、授乳室、集団面接室兼会議室、ファイル室など
（一時保護所）事務室、児童・幼児用居室、医務室、食堂、学習室、
ラウンジ、中庭、防災用備蓄倉庫、体育室、屋上広場など

一時保護所定員：32名

建設費：約32億5400万円

《施設写真》



《外 観》



《体育室》



《屋上広場》